

上越市就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 4 7 号

上越市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

上越市就学援助費支給規則（平成 1 9 年上越市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号カ中「校外活動費」の次に「（宿泊を伴わないもの）」を加え、同号中ソをタとし、キからセまでをクからソまでとし、カの次に次のように加える。

キ 校外活動費（宿泊を伴うもの）

第 5 条第 1 項第 2 号ア中「前号ク」を「前号ケ」に改める。

第 7 条第 4 号中「、校外活動費」を削り、同条第 1 1 号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 0 号中「第 1 学期末にあつては 4, 6 8 0 円を、第 2 学期末及び第 3 学期末にあつては 4, 6 6 0 円」を「学期末ごとに 5, 0 0 0 円」に改め、同号を同条第 1 2 号とし、同条第 9 号イ中「8, 8 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号を同条第 1 1 号とし、同条中第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 次のとおりとする。

ア 児童の保護者 第 1 学期末にあつては 5 4 0 円を、第 2 学期末及び第 3 学期末にあつては 5 3 0 円を支給する。

イ 生徒の保護者 学期末ごとに 7 7 0 円を支給する。

(6) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 保護者が保護する児童又は生徒が通学する小学校又は中学校の校長からの実績報告を受けて、その都度支給する。

別表中

「

校外活動費	宿泊を伴わないもの	1, 6 0 0 円以内	2, 3 1 0 円以内	必要の都度
	宿泊を伴うもの	3, 6 9 0 円以内	6, 2 1 0 円以内	

を

」

「

校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1, 6 0 0 円	2, 3 1 0 円	1 学年につき 3 回
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3, 6 9 0 円	6, 2 1 0 円	1 学年につき 1 回

に改め

」

同表卒業アルバム代等の項中「８，８００円」を「１０，０００円」に改め、同表オンライン学習通信費の項中「１４，０００円」を「１５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市就学援助費支給規則の規定は、令和７年度以後の年度分の援助費の支給について適用し、令和６年度分までの援助費の支給については、なお従前の例による。